

## 車庫証明に必要な書類（軽自動車）

旧大分市・別府市のみ自動車保管場所届出が必要です。

ご準備いただくもの（書類の準備ができている場合）

①自動車保管場所届出書（1枚・認印を押印）

保管場所標章交付申請書（2枚・認印を押印）複写式3枚綴りの用紙

②保管場所使用承諾証明書（駐車場が他人所有の場合）承諾印が必要

保管場所使用権限疎明書類（自認書・駐車場が自己所有の場合）認印を押印

③保管場所の所在図・配置図

※住所は省略せずに印鑑証明書どおりに記入してください。

※使用期限は申請日から1年以上になるようにしてください。

※弊所で書類を作成する場合は②のみご準備ください

弊所に書類作成をご依頼される場合に必要なもの

④車検証のコピー

⑤印鑑証明書または住民票のコピー

⑥申請者様のお名前（フリガナ）とお電話番号、  
代替え車両がある場合はナンバーのメモ書き

⑦駐車場の地図（グーグル等の地図）

⑧ご自宅と駐車場所がわかる簡単な図面または写真

⑨行政書士委任状（住所・氏名をご記入の上、認印を押印）

※書類作成料が別途かかります。

手数料（大分県証紙）

・保管場所標章交付手数料： 550 円

※行政書士報酬と送料が別途かかります。